

一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会
会費規定

会費規程

1. 定款第 6 条にもとづき、入会金および年会費を以下のように定める。
 - (1) 入会金：入会金は 0 円とする。
 - (2) 正会員、および団体会員の年会費は 13,000 円とする。
 - (3) 名誉会員、功勞会員、特別名誉会員からは年会費を徴収しない。
 - (4) 学生会員（大学院生を除く）の年会費は 2,000 円とする。
 - (5) 賛助会員の年会費は別に定める賛助会費内規による。
 - (6) エキスパート会員の年会費は 3,000 円とする。

2. この規程の変更は定款第 19 条にもとづき、代議員会において代議員の過半数が出席し、出席した当該代議員の過半数の議決をもって行う。

3. 留学中や産休中の年会費の扱いについて
認定制度および本学会推薦の ICD 認定にかかわる会員資格を継続できる。また、学会誌はオンライン化され海外留学中や産休中であっても学会誌および会員コンテンツを閲覧できるため、本規程施行日の翌年以降からは免除しないものとする。
休会の扱いを廃止することで、海外留学・産休以外の事情で会費を払えない場合は退会（再入会は可）とする。

附則

- この規程は 2011 年 6 月 2 日より施行する。
この規程は 2013 年 3 月 27 日より施行する。
この規程は 2020 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は 2021 年 6 月 17 日より施行する。